

仕様書

1 業務名

「クリスタル国スポ岐阜2027」ステッカー作成委託

2 業務期間

契約締結日から令和8年9月11日（金）まで

3 業務内容

受託者は、発注者と緊密に連携して次の業務を実施すること。

（1）デザインデータの作成

①受託者は、発注者が提供するデザイン案（PDF, ai データ）をもとに、デザインデータを作成し、発注者の了解を得ること。

②デザイン校了後は、AI データ及びPDF データを電子メール等により発注者へ納品すること。

（2）ステッカーの作成

以下のとおりステッカーを作成し、発注者へ納品すること。

〔仕様〕

サイズ：B6サイズ

材質：アート紙

印刷：オフセット印刷

表面：4色カラー（ラベル内切取り5種類、デザイン案のとおり切れ目入り）

裏面：黒単色、表面のポスター（左下）と裏面の賞状（右下）のデザインが重なるよう調整すること。

数量：5,000枚

4 履行期限等

（1）履行期限

契約締結日から令和8年9月11日（金）

（2）納品場所

〒500-8570

岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁9階

第81回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会
（観光文化スポーツ部地域スポーツ課内）

5 著作権

別記「著作権等取扱特記事項」によること。

6 守秘義務及び受託者の責任

受託者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務履行のため以外の目的に不正に使用してはならない。万一、受託者の責に期す情報漏洩が発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。契約期間が終了した後であっても同様とする。

7 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、発注者と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

8 不当介入に対する通報義務

（１）妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

（２）不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長を請求することができる。

9 その他

- ・業務の実施にあたっては、発注者と十分協議した上で行うこと。また、本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- ・請求書等の宛名は、「第 8 1 回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会 会長 江崎 禎英」とすること。

著 作 権 等 取 扱 特 記 事 項

（著作者人格権等の帰属）

- 第1 印刷製本物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第 21 条から第 28 条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受注者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受注者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

（著作権の譲渡）

- 第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受注者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 一 原稿
 - 二 イラスト
 - 三 写真
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受注者は、あらかじめ受注者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を受注者に譲渡させるものとする。
- 一 受注者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第 1 項及び第 2 項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

（著作者人格権）

- 第3 受注者は、甲に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「印刷製本物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受注者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

第5 受注者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データを CD-R またはメールにより、当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。